

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和6年2月21日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300181号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300093号

第1 結論

平成26年9月1日から平成27年9月16日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

平成25年7月、平成25年12月、平成26年7月、平成26年12月及び平成27年7月について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年9月1日から平成27年9月16日まで
② 平成25年7月
③ 平成25年12月
④ 平成26年7月
⑤ 平成26年12月
⑥ 平成27年7月

裁判上の和解により、A社における平成25年6月28日の解雇が無効とされ、平成27年9月15日をもって退職することとなった。

平成25年7月から平成27年9月までは、裁判中で退職している身分であったので、賃金は賞与を含め受け取っていない。

請求期間①について、無給期間の標準報酬月額は、無給期間となる前月の標準報酬月額が適用されるはずであるところ、平成25年7月から平成26年8月までの標準報酬月額は、前月の標準報酬月額の30万円が適用されているが、平成26年9月から平成27年8月までの標準報酬月額は22万円に減額されている。この減額は不当であるので、調査の上、請求期間①の標準報酬月額を30万円として保険給付の対象となる標準報酬月額に訂正してほしい。

請求期間②から⑥までについて、賞与は支払われていないが、標準賞与額を記録されるべき期間であるので、調査の上、保険給付の対象となる標準賞与額として記録してほしい。

第3 判断の理由

1 A社から提出された請求者と同社の間で成立した和解調書により、同社は請

求者に対し、平成 25 年 7 月 1 日から平成 27 年 9 月 15 日までの未払賃金から健康保険、厚生年金保険及び介護保険に係る自己負担分を控除した残額（以下「未払賃金の差引支給額」という。）491 万 396 円の支払義務がある旨記載されていることが確認できる。

また、請求者及びA社から提出された「B裁判所 和解調書 別紙、和解条項に基づく、未払賃金の支給明細」（以下「未払賃金の支給明細」という。）で計算された差引支給額の合計は 491 万 396 円とされており、上述の和解調書における未払賃金の差引支給額と一致していることが確認できる。

- 2 請求期間①について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額、22 万円と記録されており、厚生年金保険の制度において、標準報酬月額は、毎年、7 月 1 日現在で事業所に使用される被保険者について、当該日前 3 か月間（4 月、5 月及び 6 月）に受けた報酬月額に基づいて決定し、当該決定された標準報酬月額は、9 月から翌年 8 月までの各月に適用されること、上述の未払賃金の支給明細及び日本年金機構の回答により、請求期間①の標準報酬月額の決定の基礎となる期間（平成 26 年 4 月、5 月及び 6 月）の報酬月額に基づく標準報酬月額（以下「本来の標準報酬月額」という。）は 22 万円と認められる。

また、上述の未払賃金の支給明細及びA社の回答により、請求期間①のうち、平成 26 年 9 月 1 日から平成 27 年 8 月 1 日までの期間については、厚生年金保険料控除額（1 万 9,221 円）に見合う標準報酬月額は 22 万円と認められ、上述の本来の標準報酬月額（22 万円）及びオンライン記録により確認できる標準報酬月額（22 万円）と同額である上、平成 27 年 8 月 1 日から同年 9 月 16 日までの期間については、厚生年金保険料が控除されていないことが認められることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

このほか、請求期間①について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 請求期間②から⑥までについて、請求者は、当該期間に実際には賞与は支払われていないとしている上、A社は、和解によって支払義務が生じた金員に当該期間に係る賞与は含まれておらず、請求者に対し当該期間に係る賞与を支払っていない旨回答しており、未払賃金の支給明細においても、請求者に対し当該期間に係る賞与が支払われていないことが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

このほか、請求者の請求期間②から⑥までにおける賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。